引き上げ分の地方消費税の活用について

平成26年４月に消費税率が5％から8％に引き上げられました。消費税引上げ分（3％分）による増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税5％には地方消費税1％が含まれており、消費税8％の場合、地方消費税は1.7%になります。地方消費税の増収分0.7%についても、社会保障の充実・安定化に向けられます。

練馬区では、平成30年度決算において、地方消費税の社会保障財源額は60億9,308万円でした。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用いたしました。

地方消費税社会保障財源分活用状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 事業名 | 平成30年度決算額 | 地方消費税増収分活用の額 |
| 社会福祉 | 高齢者福祉事業 | 1,871,969 | 110,360 |
| 障害者福祉事業 | 18,041,360 | 1,063,605 |
| 生活保護事業 | 34,243,685 | 2,018,792 |
| 保育委託事業 | 23,607,991 | 1,391,779 |
| 社会保険 | 国民健康保険事業 | 6,899,125 | 406,729 |
| 後期高齢者医療事業 | 7,718,964 | 455,062 |
| 介護保険事業 | 6,926,441 | 408,339 |
| 保健衛生 | 保健予防対策事業 | 2,076,559 | 122,421 |
| 健康推進事業 | 1,967,582 | 115,996 |
| 合計 | 103,353,676 | 6,093,083 |

※　「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日総務省通知）は、下記ホームページをご参照ください（Ctrlキーを押しながらクリックするとリンクします）。

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000271983.pdf>